

# 学校安全について

岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班  
指導主事（副参事） 山中 直

## 【内容】

### 1 学校安全

(1) 学校安全の推進に関する計画(国)

(2) 学校安全について

### 2 安全教育

3 領域（生活安全、交通安全、災害安全）

### 3 安全管理

3 領域（生活安全、交通安全、災害安全）

- ・ 「学校事故対応に関する指針」改訂
- ・ 新たな「学校における安全点検要領」

### 4 組織活動

3 領域（生活安全、交通安全、災害安全）

### 5 その他

- ・ 文部科学省事業について
- ・ 岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

# 学 校 安 全

について



## 第3次計画(R4～R8)

### 基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の**実効性**を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策を推進する
- 全ての学校における**実践的・実効的**な安全教育を推進する
- 地域の災害リスクを踏まえた**実践的**な防災教育・訓練を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る(学校における安全文化の醸成)

### 目指す姿

- 全ての児童生徒等が、**自ら適切に判断し、主体的に行動**できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- **学校管理下**における児童生徒等の死亡事故の発生件数について**限りなくゼロ**にすること
- **学校管理下**における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について**障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少**させること

## 学校安全の推進に関する計画(国)

### 第1次計画(H24～H28)

東日本大震災の教訓を踏まえ、児童生徒等が主体的に行動する態度を育成することの重要性が改めて認識され、学校教育活動全体を通じた実践的な安全教育が推進されることともに、自然災害による被害を防ぐために地域の特性を踏まえた学校施設の整備や防災マニュアルの整備等の対策が推進された等

### 第2次計画(H29～R3)

管理職のリーダーシップのもと、組織的な体制を整備し、学校教育活動全体を通じた取組を実施するとともに、その取組を評価・検証し、学校安全計画や危機管理マニュアル等の改善を図りながら学校安全を推進する等

### 課題

- ・様々なマニュアルが整備されつつも必ずしも実効的な取組に結びついていない
- ・地域、学校、学校設置者、教職員の学校安全の取組内容や意識に差がある
- ・学校安全の中核となる教職員の位置づけ及び研修の充実について現場の実態が追いついていない等

## 学校安全の意義

- 1 児童生徒等が生き生きと活動し、安全に学べるよう児童生徒等の安全の確保が保証されること
- 2 教育活動全体を通じて自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てること





# 安全教育



©岡山県「ももっち」

## 安全教育

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科の安全に関する内容のつながりを整理し、教育過程編成することが重要です。

- 安全教育の目指す資質・能力
- ①様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身につけていること。(知識・理解)
  - ②自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身につけていること。(思考力・判断力・表現力等)
  - ③安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしていたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしていたりする態度を見に付けていること。(学びに向かう力・人間性等)

## 【生活安全】

### 【生活安全に関する内容】（抜粋）

- ▷ 学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- ▷ 通学路の危険と安全な登下校の仕方
- ▷ 事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当
- ▷ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- ▷ スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方

## 【生活安全】防犯教室の実施

### ○概要

学校における安全教育は、主に学習指導要領を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて実施する。  
安全教育の効果を高めるためには、「危険予測の演習、ICTの活用、専門家による指導、実習、ロールプレイング等」を取り入れ、生徒の主体的な取組になるよう工夫が必要です。  
日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにしてください。

### ○防犯教室の実施状況

令和5年度 県保健体育課調査

小学校 中学校 高等学校

令和5年度 **98.6%** **92.0%** **91.0%**

令和4年度 **97.9%** **91.2%** **76.1%**

※ 防犯教室は、**児童、生徒、職員**の安全確保及び、**被害の未然防止のために重要です。必ず実施してください。**

※ 実施時期は、人事異動後による職員の役割等を確認するためにも、年度初めに実施されることが望ましい。

## 【交通安全】セーフティサイクル・ステップアップ・スクール

### ○概要

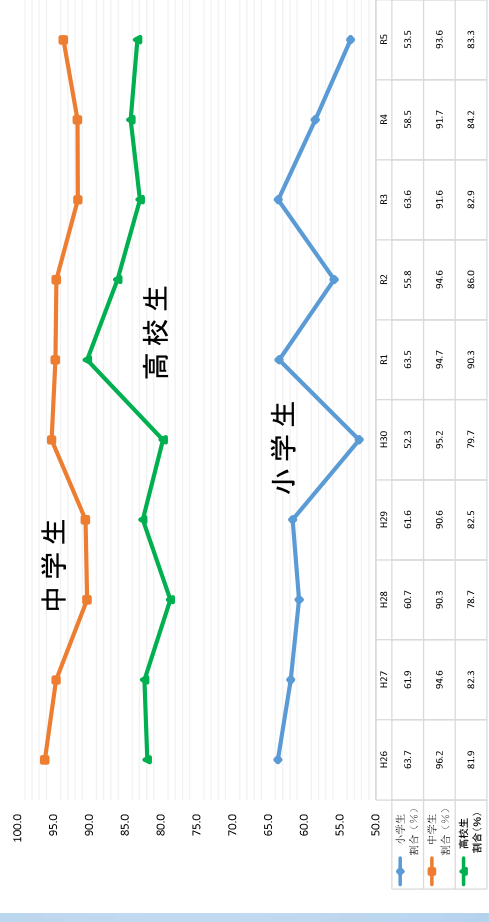
セーフティサイクルステップアップスクールは、児童生徒の自転車のにおける交通ルールの遵守と交通マナーの向上を目的に、岡山県警察から年間7回交通安全教材の提供を受けています。

<参考> 交通安全教育及び情報提供に関する協定(学校で取り組む内容)  
岡山県教育委員会、岡山県警察

当事者	関係交通事故	登下校中	①自転車	登下校中	②歩行中	登下校中	内 訳	
							登下校中	その他
幼児	8	0	2	0	6	0	0	0
小学生	99	25	53	0	46	25	9	16
中学生	141	82	132	79	8	3	3	0
高校生	251	157	209	143	13	9	6	3

## 【交通安全】交通事故における自転車関係事故の割合

### 子どもの交通事故における自転車関係事故の割合



情報提供：岡山県警察本部交通安全課

## 【交通安全】セーフティサイクル・ステップアップ・スクール

### ○取組状況(岡山市を除く。)

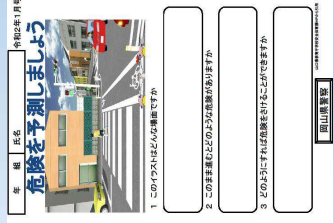
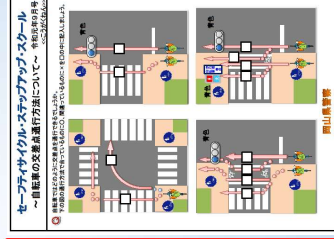
令和4年度 県保健体育課調査

令和4年度

小学校 83.9%、中学校 69.3%、高等学校 49.3%、特別支援学校 56.3%

○ 短時間でできる大変分かりやすい教材です。全学校での取組を是非お願いします。

《工夫例》  
問題の一部分だけ取り上げて、帰りの会やHR等で活用する。





## 【災害安全】 災害安全の推進

### ○災害安全の推進

子どもたちの防災に対する意識の向上を図り、安全を確保することが重要であることから、子どもたちが災害に対して主体的に行動できる、自助・共助の態度を育成する防災教育の充実を図る

### 目標指針

#### 《防災学習の基礎学習※を実施している学校の割合》

学校	R5目標	R5実績 (岡山市を含む)	R5実績 (岡山市を除く)	R6目標
小学校	97.9%	100%	100%	100%
中学校	97.8%	100%	100%	100%
高等学校	95.9%	100%	100%	100%

※ 防災の基礎学習：災害時の備え、身の安全確保、地震や風水害等の発生の仕組み、緊急地震速報の仕組みなど、災害発生時の対応方法や災害発生メカニズムなどについての学習に加え、訓練時の事前事後学習も含む

### 第3次岡山県教育振興基本計画

## 【災害安全】 予告なし避難訓練の実施

学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 P.44 (抜粋)

### ○概要

避難訓練は、災害の発生に際して、適切に対処できるようにするための資質や能力を養うことを目指して特別活動で行われる実践的な教育場です。年間を通じて計画的に実施してください。

◆ 緊急地震速報受信機が校内放送設備と接続されていない場合は、教職員のスマートフォンやテレビ等を通じて緊急地震速報音が受信された場合のスマートフォンやテレビ等を通じて緊急地震速報音が受信された場合を想定してください。

(留意点) 緊急地震速報音が受信されてから強い揺れがくるまでは、僅かな時間しかありません。

◆ 児童生徒や学校、地域の実態に応じて、適切に実施してください。

※避難訓練について実施回数や実施時間(休憩時間や昼休み等)など、より実践的な避難訓練の工夫が求められています。

### ○予告なし避難訓練の実施状況

令和4年度 保健体育課調査

令和4年度 小学校 88.1% 中学校 72.8% 高等学校 85.1%

## 「学校事故対応に関する指針」改訂

○通知 令和6年3月29日付け、「教保健365号」

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>

学校事故対応に関する指針 (R6.3 改訂版) 【概要】

「学校の未然防止」「事故等の発生し応急処置」「事故の発生原因の究明」「安全対策の検証」「被害児童生徒への支援」「関係機関等との連携」「関係機関等との連携」「関係機関等との連携」

対象

- ・ 小・中・高の公立学校、私立学校、専修学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校
- ・ 国公立の小・中学校、中等教育学校、専修学校、高等学校、特別支援学校

※幼稚園については他の指針等に依らない部分は本指針を踏まえ対応を要する

事故の未然防止

- ・ 事故等の発生し応急処置
- ・ 関係機関等との連携
- ・ 関係機関等との連携

事故発生時の対応の取組

- ① 関係機関等との連携
- ② 関係機関等との連携
- ③ 関係機関等との連携
- ④ 関係機関等との連携

被害児童生徒への支援

- ・ 被害児童生徒等やその保護者等への丁寧な説明を行うとともに継続的なサポートが必要
- ・ 被害児童生徒等やその保護者等への丁寧な説明を行うとともに継続的なサポートが必要
- ・ 被害児童生徒等やその保護者等への丁寧な説明を行うとともに継続的なサポートが必要

## 安全管理



©岡山県「ももっち」「うらっち」

事故対応に関する共通理解及び備えを十分図る

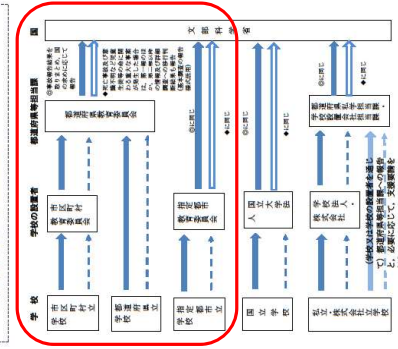
# 「学校事故対応に関する指針」改訂

【報告・支援要請連絡系統図】 改訂版P19から抜粋

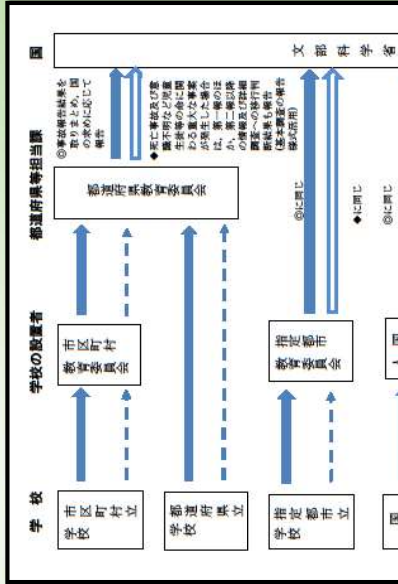
報告・支援要請連絡系統図

○ 「4-2 (3) 学校の関係者等への届け、支援要請」及び、「4-2 (4) 国への届け」の連絡系統をとりまとめたもの。  
 ○ 従来下る「基本情報」及び「詳細情報」の連絡系統も同様となる。

凡例 学校報告 (左向き) 国への届け (右向き)



(左記赤枠拡大図)



# 通学時の安全管理

- 児童生徒等の通学時の安全を確保するためには、教育委員会、学校、保護者や警察等の関係機関、自治体、地域の関係団体等と連携を図り、取り組むことが重要です。
- 交通安全の観点だけでなく、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点や災害発生時の災害安全の観点からも対策が必要です。

# 新たな「学校における安全点検要領」

○通知 令和6年3月29日付け、「保健366号」

<https://anzenyouiku.mext.go.jp/anzenentenken/index.html>

# 関係者が連携した効果的・効率的な安全点検体制の確立

# 【交通安全】通学路の安全点検

- 法令 児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。  
 学校保健安全法 第27条
- 通学路安全点検の点検例「交通安全の視点」  
 学校の危機管理マニュアル作成の手引き P.10 文部科学省  
 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 P.122~124
- 令和5年度 通学路安全点検実施  
 小学校 99.5%
- 令和4年度 通学路安全点検実施  
 小学校 100% 中学校 98.1% 特別支援学校 75.1%
- 令和5年度 県くらし安全安心調査  
 令和4年度 県保健体育調査
- ※ 防犯の観点、防災の観点（ブロック塀、土砂災害）も含めた点検をお願いします。  
 ※ 令和6年度は100%実施となるよう取組をお願いします。



## 【交通安全】通学路における合同点検

### ○概要

令和3年6月千葉県八街市において児童5名が死傷する交通事故が発生。この事故を受け、県内各市町村において、学校・教育委員会、警察、道路管理者等による合同点検を実施。

### フォローアップ調査

《学校・教育委員会の対策必要箇所》

866箇所 → すべて対策済み (R6.3月末)



## 引き続き、通学路の安全確保

## 【災害安全】学校防災マニュアルの見直し事項

(ハザードマップ等の被害想定を踏まえた対策)

### ○概要

気象災害、地震災害など様々な自然災害が発生しており、今後も、気象災害の激甚化や南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が懸念されています。児童生徒等の命を守り抜くためには、これまでに学校防災体制の構築及び実践的な防災教育の推進が求められています。

### ○防災マニュアルの見直しの要点



※見直された防災マニュアルは、職員間で情報共有を図り、事前・発生時・事後の三段階の危機管理において取り取るべき対応を整理し、迅速かつ的確な判断で対応できるようにしていただきます。

※過去の災害やハザードマップなどの想定を越える危険性をはらんでいる自然災害が起こる可能性もあり、その対策についても検討しておく必要もあります。

## 過去の各種安全点検等のフォローアップ(対策の実施)

### 1.【交通安全】未就学児が集団で移動する経路の安全点検

○令和元年5月滋賀県大津市において園児らが死傷する交通事故

※幼児の安全確保の向けて、合同点検で確認した危険箇所の対策を進めていただくようお願いいたします。※実施状況の更新をお願いいたします。

### 2.【生活安全】登下校時の児童生徒等の集合場所等の点検(R1～)

○令和元年5月、神奈川県川崎市で登校中の児童等が殺傷される事件をうけて、集合場所等の点検を実施し、危険箇所の抽出と対策を実施。

※ 対策未定・予定箇所について対策を進めていただき、児童生徒等の安全確保をお願いします。

※ 実施結果等の更新をお願いします。

## 組織活動



©岡山県「ももっち」

## 【生活安全】安全管理における組織活動

学校安全の活動を効果的に進めるためには、学校全体としての取組を一層進めるとともに、学校と家庭、地域の関係機関・団体等が相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで学校の安全を守り、児童生徒等が安心して学校教育や学校生活が送れるように環境を整えることが必要です。

### ○学校における体制整備

- ・管理職がリーダーシップを発揮
- ・学校安全計画や危機管理マニュアルに基づいた組織的な取組を的確に行えるような体制を構築
- ・全教職員が、各キャリアステージに応じた学校安全に関する資質・能力を習得

### ○家庭、地域、関係機関との連携

- ・家庭、地域、関係機関等が連携・協働できる体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担

## 【生活安全】県くらし安全安心課からの情報提供

### 【教材】

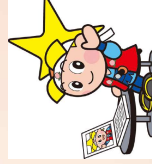
- ・ワークシート「安全教室(高学年)」  
「あんぜんきょうしつ(低学年)」
- ※ **ホームページからダウンロードできません。**
- ※ **管内学校に周知いただき、防犯教育に活用してください。**

### 【出前授業】

- ・安全シミュレーション学習出前授業
- ・地域安全マップづくり出前授業

### 【地域の防犯ボランティアの活用】

- ・アサガク防犯教室
- 【子ども110番の家支援】
- ・新規セーフティコーン設置校募集
- ・追加・破損セーフティコーン希望校募集
- ・子ども110番マニュアル



詳しくは

くらし安全安心課

検索

## 【生活安全】登下校防犯プラン(H30～)

### ○概要

平成30年5月新潟市で下校中の児童が殺害される事件を受けて、登下校時における児童生徒の安全確保について取組を実施。「防犯」の観点による通学路の合同安全点検、「地域の連携の場」の構築状況、子供110番の家・車の実態、防犯カメラの設置台数の調査を実施。

### プランの5本柱

1	地域における連携の強化
2	通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善
3	不審者情報等の共有及び迅速な対応
4	多様な担い手による見守りの活性化
5	子どもの危機回避に関する対策の推進

※登下校時における児童生徒の安全確保のため、取組を進めるようお願いいたします。

## 【交通安全】通学路交通安全プログラム

### ○概要

- ・市町村ごとに教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等の関係者を構成員とする協議会が設置されています。
- ・基本方針(交通安全プログラム)を策定し、合同点検の実施時期、実施体制、実施方法等が定められています。
- ・合同点検で抽出された危険箇所について対策の実施。

※ 推進会議の継続的な取組をお願いします。



適切な情報発信  
(市町村のホームページ等で公表)

放課後児童クラブ担当部局  
の参画  
(相談があれば円滑に参画)

↑ 推進体制の構成及び基本的方針の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所等



## 【災害安全】 学校と市町村部局との連携体制の構築

### ○概要

平成30年7月豪雨災害における対応検証報告書では、避難所運営に関する市町村防災部局との連携について、多くの課題があることが報告されています。事前に担当部局と協議をするなど、災害発生時に対応できるよう連携体制を構築しておくことが必要です。

### ○学校と市町村部局との連携 (指定避難所に指定されている学校)

- 1 手続きや連絡を取り合う担当者との協議ができています
- 2 施設の解錠についての役割分担ができています
- 3 開設した後の避難所運営の役割分担ができています 等

## 【災害安全】 引き渡し訓練の実施

### ○概要

児童生徒等の登下校の安全確保を図るために、学校に待機させるか、保護者に引き渡すか状況を把握し、判断する必要があります。事故等により停電で情報手段が遮断されることも予想されることから、あらかじめ学校と保護者との間で対応を確認しておくことが大切です。特に、新しく入学した児童生徒及び保護者に対して、安否の連絡方法及び引渡し方法等について、年度初めに確認を行って下さい。

### ○参考資料

文部科学省 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き  
(P.26～27) 「引き渡しと待機」

### ○引渡し訓練の実施現状

【小学校】 令和3年度 76.8%  
令和4年度 92.3%

令和4年度 保健体育課調査

今年度も「引渡し訓練」の100%を目指し実施をお願いします。(小学校)

## 【災害安全】 避難確保計画

### ○水防法・土砂災害防止法の改正

平成29年5月19日「水防法の一部を改正する法律」の公布。平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設で利用者9者が死亡したことを受けて、「逃げ遅れゼロ」の実現を目指し改訂されました。

### ○避難確保計画等について

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設\*の所有者又は管理者は、「避難確保計画」の作成、「避難訓練」の実施が義務となる。

- \*市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象
- \*要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校等（防災上配慮を要する者が利用する施設）

### 《令和3年5月 水防法及び土砂災害防止法の改正》

●「避難確保計画」に基づいた「避難訓練の実施報告」について、市町村長（防災担当部局）へ報告（義務化）。

## 「生きる力」をばくくむ学校での安全教育

項目	4	5	6	7	8	9	
目的	児童生徒が、災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	児童生徒が、災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	児童生徒が、災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	児童生徒が、災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	児童生徒が、災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	児童生徒が、災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	児童生徒が、災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。
内容	災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	災害発生時の対応について、主体的に学習し、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。
方法	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。
評価	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。	主体的な学習、実践を通して、防災意識を高め、安全確保に貢献できる力を身に付ける。

(学校安全資料 付録から抜粋)

# 地域ぐるみでの学校安全体制整備推進事業



動画説明 <https://mext.box.com/s/moic23sc665hv3tuf2h7uyqv2189jyn8>

## 自転車乗車時でのヘルメット着用

**努力義務化 (令和5年4月1日～)**

一律に義務化とは現在では考えていない

- ①ヘルメット着用の効果や重要性
- ②交通ルールの徹底

児童生徒が安全に登下校

学校以外でもヘルメット着用

# 自転車賠償責任保険

○通知 令和6年4月2日付け、「保健6号」  
「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」  
第12条 自転車利用者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならぬ。  
(令和6年10月1日から施行)

○子ども交通事故の現状(自転車関係)  
自転車乗車中の加害事故により、損害賠償を請求されるケースで、保険未加入等により、事故後の対応で苦慮する事例もあります。

## ○自転車保険の保護者への紹介状況

小学校	令和4年度 56.5%	令和3年度 62.3%
中学校	72.8%	78.3%
高等学校	89.6%	89.6%

令和4年度 県保健体育課調査

※保護者に対して情報提供等の説明(紹介)をお願いします。

※県くらし安全安心課HPを確認

## 自転車鍵かけコンテスト (岡山県警察と共催事業)

○概要  
岡山県警察は、年間を通して自転車の鍵かけ運動を推進しているが、依然として自転車の盗難事案が多発しています。自転車盗難の未然防止及び生徒の防犯意識の向上を目的とした取組です。

○取組の内容 (昨年度)  
・9月～11月までの3ヶ月間(月に1回)に、参加校を訪問し抜き打ちの調査を実施する。(所轄警察署等)  
・自転車登録台数から「300台以上」「100台以上299台以下」「99台以下」の3グループ編成で、平均施設率を算出し、上位校を表彰する。

※生徒の防犯意識の向上等を図るために、各市町村教育委員会管内の中学校・高等学校への積極的な参加の呼びかけをお願いします。